

審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名	：道路交通法（5－25）
根 拠 条 項	：第104条の4第3項
処 分 の 概 要	：申出による免許の付与
原権者（委任先）	：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、第107条第2項（免許証の返納等） 道路交法施行令第39条の2の2（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の2の3（申請による取消しの基準） 道路交法施行規則第30条の9（取消しの申請等）
審 査 基 準	：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間	：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 14日
申 請 先	：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口
問 い 合 わ せ 先	：交通部運転免許本部運転免許課 電話043－274－2000
備 考	：県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。